

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和8年6月12日（金）午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 桑澤 直亨
委員 原田 悠嗣 委員 渡邊 勝巳
委員 花島 進 委員 君嶋 寿男
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 大和田和男 事務局長 横山 明子
次長 海野 直人 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄
財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘
保健福祉部長兼福祉事務所長 萩野谷智通
社会福祉課長 山田 明 社会福祉課長補佐 橋本 前子
介護長寿課長 鈴木 伸一 介護長寿課長補佐 諸藤 慎一
保険課長 猪野 嘉彦 保険課長補佐 郡司 純子
教育部長 会沢 実 学校教育課長 大曾根香澄
学校教育課長補佐 齋藤 郁 副参事兼指導室長 山野邊義紀
学校給食センター所長 津賀 卓

会議に付した事件

- (1) 議案第34号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第40号 物品売買契約の締結について（学習用タブレット端末購入）
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 調査事項 学校規模適正化と教育環境の確保について
…執行部より現状を確認
- (6) 議員と語ろう会について
…テーマと相手先について協議

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議案件は、当初予算と比べると少なめのボリュームとなっておりますが、委員の皆様には、なかなか分かりづらい案件もございますので、慎重審議をお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

定例会中の教育厚生常任委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど委員長から件数が少ないという話がありましたが、昨日の産業建設よりも議案は多くなっておりますので、富山委員長の下、慎重審議賜りますことをお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会、ご参集お疲れさまでございます。

皆さんご承知のことかと思いますが、先週金曜日、中東情勢対応で国のほうで補正予算が可決されました。その中で、また重点支援地方交付金も盛り込まれたんですけども、これまでに比べて少額ではありますが、内容が固まりましたら皆様にご相談したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日提出しております議案は、条例関係が専決含んで2件、補正予算1件、その他1件の4件でございます。その後、教育のほうで調査事項もあると聞いております。慎重審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

1学期も残り1か月余りとなってきました。早いもので、スタートしたかなと思ったら、こういう時期になってしまいました。学校のほうですけれども、先週、中学校は修学旅行がありまして、ちょうど台風6号の影響で出発できるかどうかと危ぶまれた学校もあったんですけれども、おかげさまで5校ともに無事、計画どおりに実施できたと、そういう報告を受けております。また、来週水曜日からですけれども、那珂・大子地区の総体が始まります。特に9年生にとりましては、最後の部活となりますので、精いっぱい頑張ってもらうのと、いい思い出づくりをしてもらえればありがたいなというふうに思っています。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第37号をご覧ください。

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費401万3,000円、3目障害福祉費13万2,000円。

7ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費88万7,000円。

8ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費1,763万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 ありがとうございます。

その中で、教育費の中の先ほど補正で出ました学校教育情報化推進事業、これについてどのような事業なのか伺いたします。

学校教育課長 学校教育課長です。ご説明いたします。

こちらにつきましては、本年度、文部科学省の事業、生成A Iパイロット校事業を申請いたしまして、そちらの受給ができませんでしたので、事業費を計上したものととなります。

生成A Iパイロット校事業とはどういうことかということなんですけれども、生成A Iを学校現場において利活用する実践事例を創出し、その成果、課題の検証をするとともに好事例の普及発展を図ることを目的とした事業ということで、具体的な内容としましては、申請区分が3つありまして、教育利用と校務利用と教材実証とあるんですが、本市が今年度申請したのは校務利用ということで、教職員の働き方改革の一環として、生成A Iを日々の学校の校務に活用することで、業務負担の軽減や業務改善の可能性を検証しまして、今後の学校運営の在り方に関する知見を得ることを目指すというものになります。具体的には、生成A Iの専門家を招いた研修を実施したり、またはその先進地のほうに視察に行きまして、実際に活用している事例を学んだり、そういったものを身につけた上で、那珂市の学校の校務のほうに生かせるかどうかを検討し、必要によって各校に普及するというような形の内容となっております。

以上です。

君嶋委員 ありがとうございます。

研修は何回ぐらい実施する予定なのか、ちょっと伺いたします。

学校教育課長 まだ具体的にどの講師をお呼びしてということで、具体的なことが決まっていなくてはいないところではあるんですけれども、予算計上としては2回程度、そういった専門講師を呼べるように予算は計上させていただいておりますので、具体的には今後どのような形でやっていけるかというのを学校内と調整していきたいと考えております。

以上です。

君嶋委員 そうすると2回ぐらいの研修ということで講師を招いて行うということでしょうけれども、それが約30万4,000円の予算でよろしいんですね。

学校教育課長 講師の謝金と、あと講師の交通費ということで計上しておりますので、そちら2回分いらしていただくための経費ということになります。

以上です。

君嶋委員 そうすると、謝礼も入れて、あとは専門家と講師、これ別々なの、そうすると。

学校教育課長 専門家につきましては、そういった生成A Iの専門的な知識をお持ちの講師ということで、具体的にはまだどういった方ということの選定はしていないんですけれども、あとは実際に来ていただく専門家ということで、講師の方につきましては、実際に学術的な専門的な知識を持っていらっしゃる方と、あと、活用事例を実際にやっていら

っしゃる方、先生だったりとか、そういったものを業者として普及していらっしゃる方ということで、概念的な研修と、あと実践的な研修ということで分ける形で、種類を分けてお呼びできるような形で予算のほうは調整させていただいております。

以上です。

君嶋委員 そうすると最終的に何名の方、先生を予定しているんですかね。別々に分けてやると2人とか、担当だと4人とか分けるんでしょうけれども、これから計画、ある程度はしてあるんでしょうから、何名ぐらい講師の方を予定しているのか伺います。

学校教育課長 講師はお一人の方を何回か来ていただくという形で想定はして計上しております。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時11分)

再開(午前10時13分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

続きまして、議案第40号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の大曾根です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号をご覧ください。

議案第40号 物品売買契約の締結について。

下記のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的です。令和8年度小中学校学習用タブレット端末購入。

2、契約の方法、随意契約。根拠条文は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号となります。

3、契約の金額です。1億1,620万2,091円。

4、契約の相手方、茨城県水戸市元吉田町1194番地23、日興通信株式会社水戸支店、支店長、森田一也。

提案理由でございます。

国のGIGAスクール構想に基づき令和3年度に整備した小中学校の学習用タブレット端末について、配備から5年が経過し、更新時期を迎えることから、端末の入替えを行うため、議会の議決を求めるものです。

次のページをお開きください。

1、物品の概要になります。

(1) 学習用タブレット端末につきましては、iPad第11世代で、2025年3月発売の最新端末となります。画面の大きさは11インチで重さは447グラムとなります。現在使用している第8世代のiPadは10.2インチ、重さは490グラムですので、新しい端末のほうが画面がより大きく、重さは軽くなる予定でございます。

(2) 端末管理ツールにつきましては、現行のタブレット端末と同様に、アプリやネットワーク、セキュリティーなどの設定や制限を一括で行うことができるツールを導入します。このツールによりSNSやゲーム、児童生徒自身によるアプリのインストール、紛失や盗難時の制御を行うことが可能となります。

(3) 附属品でございます。こちらも現行のタブレット端末と同様に、キーボード一体型ケース、タッチペン、また、今回追加でイヤホン変換ケーブルを附属しております。こちらは、今回購入するiPadはイヤホンジャックがなくなりまして、USB-C端子のみとなったため、有線イヤホンを接続するために必要となるものになります。

(4) 保証でございます。アップル社が提供するAppleCare 5年保証をつける予定となっております。

2、納品場所につきましては、市立小学校9校及び中学校5校となります。

3、数量についてです。

今年度合計1,907台となりまして、内訳は資料に記載のとおりとなります。このたびのタブレット端末の入替えにつきましては、令和8年度と令和9年度の2か年をかけて行う計画としておりまして、今年度は6年生から9年生の児童生徒端末及び教師等端末等を対象としております。

4、納入期限でございます。

令和8年10月30日となります。これは、タブレット端末の納入後、端末の設定等を行うキittingという作業の期間を見越したためです。

なお、新しい端末につきましては、このキitting作業終了後、令和9年1月頃から

入替えの予定となっております。

5、契約方法についてです。

先ほどもご説明したとおり、随意契約となっております。これは、本市も参加いたしました茨城県の公開型プロポーザルによる共同調達により提供事業者が決定したことによるものです。

6、その公開型プロポーザルの概要になります。

令和8年1月28日に県においてプロポーザルの実施について公告、2月20日から2月25日にかけて応募事業者2者の提案資料を、iPadを購入する5自治体による審査を実施いたしました。2月27日に事業者が、先ほどご説明しました日興通信株式会社に決定したものととなります。

なお、応募事業者については2者となっております。

7、旧端末の取扱いについて。

旧端末につきましては、耐用年数を鑑みまして、次年度入替え予定である小学校分、次年度対象が現在の1年生から5年生までとなりますが、その次年度端末が故障した場合の予備機とするなど、必要最小限の台数を確保して、その予備機のものにつきましては、授業欠席者向けの配信用や学校行事での一時利用など、学校現場における利活用を図りたいと考えております。

その他残りの端末につきましては、専門業者にデータ消去及び廃棄を委託したいと考えております。

なお、廃棄の経費につきましては、端末の買取り経費で賄えるよう、業者のほうと調整を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 ありがとうございます。

2ページ目の7の部分、旧端末の取扱いの部分なんですけれども、こちらの中では、今後、廃棄については買取り費用の中で賄えるよう調整するとあるんですけれども、これって売却はできないんですね。結局5年落ちのものというのをどこまで利活用できるかというのは分からないんですけれども、単純に処分ではなくて売却という選択というのはあるのかなと思うんですよね。その辺をどんなふうに考えたのかお知らせいただいてよろしいですか。

学校教育課長 おっしゃるとおり、今回の処分というのは、あくまで売却しまして、その売却した経費を処分する費用に充てていただくということで、データの消去をする経費、売却するに当たってはタブレットの内容に入っている、個人情報が含まれる場合もありますので、一度きれいにさせていただく必要がありますので、そういった経費を売却経費で

賄うことで、市がそういった処分費用がかからないようにしていくというような形で、基本的には売却をするという形でやらせていただこうと思っております。

以上です。

渡邊委員 となると、財産の処分ということになるわけね。そこは特別問題ない、額が分からないんで何とも言えないんですけども、ある程度の額になると、今度は処分も議決事項になってくるのかと思うんですけども、違うんだっけ。すみません、その辺を確認させてください。

学校教育課長 先ほど申し上げたように、一部端末につきましては次年度も更新作業がございますので、そういった場合の代替機として一部残すのと、あと学校現場で先生方が授業とか、授業の配信や学校行事で使うというもので一部残すものも整理をしますので、最終的に今回購入した1,907台の何台を残して、何台を売却するかというのはまだこれから精査をする形にはなるんですけども、売却する台数が決まれば、おっしゃったように内容によっては議決が必要になるものもあるかと思っておりますので、そちらについてはまだ調べてはおりませんので、台数の選定とともに、処分に関する事務については調べてまいりたいと思っております。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

変な話、下取り扱いというのができるのであれば、この経常経費の中で全部一括処理できちゃうのかなと思うんです。要は台数がある程度決まっていて、何台残す、何台処分するというのがもう事前に決まっているんだっただらば、総体の中で相殺させた上で契約も可能なかなとは思いますが、ただ今回、単価にしますと税込みで1台当たり6万1,000円ぐらい、非常に安くされていると思いますので、その辺も含めて整理されてもいいのかなと思いますので、今後検討いただければなと思います。ちょっと自分が何を言っているのかよく分からなくなっちゃっているんですけども、申し訳ありませんが、またよろしくをお願いします。

副委員長 ちょっと確認させてもらえればと思うんですが、先ほど渡邊委員からもありましたとおり、購入単価6万円ちょっとぐらいですかね、計算するとそれぐらいになっているかと思いますが、1台当たり。通常の価格からすれば安くなっていると思いますけれども、この6万円ちょっとの値段という中に、先ほどご説明があったキーボードのケースだとかタッチペン、あるいはケーブルとか保証、そういったものまで含まれて、この値段ということでよろしいですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。

副委員長 それであればなおさら、この共同調達、そういったもののメリットが生かされているのかなというところでよろしいんですよね。

次に、購入台数1,907台のうち、実際、生徒に配るものがほとんどかと思えますけれど

も、内訳として、あと先生方も含む、この中に予備機というのにも含まれているんですか。
学校教育課長 おっしゃるとおりで、予備機も含まれております。

副委員長 予備機は何台なんですか。

学校教育課長 予備機は90台を予定しております。

副委員長 そうすると、予備機のところなんですが、新規で90台、予備機を確保して、さらに今まで使っていたものも予備機として残されるということを今ご説明あったと思うんですが、単純に予備機90台新規で購入すると、計算すると90掛ける6で540万円くらいですよ。その予備機を買わなくても、昔の旧機種のもを予備機として使えば、この540万円浮いたんじゃないかということも可能性としては考えられるんですけども、その辺はどうして、この90台は買わなきゃいけなかったのかというのを整理されているのかお伺いします。

学校教育課長 この予備機の90台につきましては、新しい端末として買った予備機になりまして、2年度をかけて生徒を2グループに分けて更新をしていきますから、あくまで今回この90台は、新しく購入したタブレットが万が一、不具合が出たりした場合のために、新しい購入をした方たちのグループ用の予備機ということになってございます。

旧タブレットのほうは、申し訳ないんですが、今年度1年間使っていただいて、来年度更新の対象となるグループの方は引き続き今年度、来年度も旧端末を使い続けることになりますので、旧端末を使い続ける方のための予備機として今年度購入して入れ替える端末を残すということになりますので、そちらは後半のグループの方がタブレットの購入が終わった時点で、全て旧機の予備機というものは必要なくなりますので、次年度のタブレットの売却の際にそちら予備機として残したものは併せて売却してしまう予定となりますので、来年度の更新作業が終われば、新しい端末の予備機が全体的な予備機として残すということになりますので、それはこれから先、向こう何年間かは使っていくために必要な予備機として担保しておかなければならないということで、分けて購入させていただいたという次第でございます。

以上です。

副委員長 ちょっと僕の質問の趣旨と違うんですけども、要は新しい機種を買った生徒が、例えば何かしら故障、不具合があった場合に代替機を使うわけですよ。その代替機が旧端末じゃ使えないんですか、それを聞いたかったんです。結局その代替機を新たに用意してまで、せっかく今があるんだったら、一時的に使うものでしょうから、故障中の代替機として、新しいものを代替機として使うというよりも、今あるものを使えば、この540万円は買わなくてもよかったんじゃないですかというところで、もし買わなきゃいけない理由があるのであれば、それはそれで結構なんですけれども。

学校教育課長 まず1つが今回の共同調達で購入しないと、六万幾らという有利な金額では買えないということで、これから先使っていくための予備機として、ある程度、新しく購

入するものと同じスペックのものは取っておかなければならないというのが1つございます。

あと、旧機器につきましては、確かに代替機として使えますけれども、そもそも論が、もう既に購入してから相当年度がたっておりまして、バッテリーの劣化もどんどん出てきているものということと、あとはOSのアップデート自体も、今のところは最新OSのアップデートについてきている状況ではございますけれども、今度の秋にアップルのほうで予定しておりますOSの更新のタイミングで、もうOSの更新の対象にならなくなる可能性があるということで、旧端末の要するに使用期限というものが近づいてきているということになりますので、そちらをこの先も代替機として置いておくということは現実的ではないというふうに考えましたので、今回、有利なタイミングで予備機も併せて買わせていただいて、旧端末については今年、来年のタイミングで売却していくということで整理をさせていただいた次第でございます。

副委員長　そういう理由がしっかりされているのであれば、全然いいかと思います。もちろん旧端末がなかなかうまくいように使えないとか、充電の問題もあるでしょうし、なかなか思うように使えない部分もあるでしょうから、ある程度、新規の予備機も必要なのかなというところもあったので。そういったところにちゃんと整理されているのかお伺いしたかったので、確認させていただきました。ありがとうございました。

原田委員　先ほどのお話で、県内で5自治体がiPadを採用しているということで間違いないですか。そうしましたら、何で那珂市はiPadを採用しているのかという、その理由を教えてください。

学校教育課長　令和3年度の時点でiPadを購入しておりますので、教師の皆様や児童生徒の皆さんも操作に習熟してきているということで、このタイミングで新しい機種に変えるということは考えておらず、引き続き児童生徒の皆さんが使い慣れたiPadを使っていきたいということで、継続してiPadを購入するということにした次第でございます。

原田委員　ちなみにほかの自治体は何を使っているところが多いんですか。

学校教育課長　ウィンドウズやグーグルのタブレット端末と伺っております。

原田委員　クロムブックとかそういうものとかですかね。そうすると、そっちのほうが安かったりとか、そういうのはあるんですか。金額でいうと、今回1台、1セット6万円ぐらいだと思うんですけども、ほか、マイクロソフトとかグーグルとかですと金額どれぐらいなのかというのをお願いします。

教育部長　令和3年のときに3種類、ウィンドウズとグーグルとiPadと出まして、学校向けなんで、それ用というか、各メーカーそろえてきたというか、ラインアップしたような感じで、値段は変わらなかったというのが令和3年度当初のときです。それで、うちはiPadを選択したというふうなことでございます。

以上です。

原田委員 分かりました。ありがとうございます。

あとは、ちょっとお聞きしたいのは、これ以前も言ったかもしれないんですけども、やっぱり海外を見ると、スウェーデンとかフィンランドとか、ＩＣＴの先進国と言われている国なんかは結構、方向転換して紙媒体のほうを重要視するようになっていたりしますし、あと、いろんな研究とかでも、やっぱりタブレットを使うのと紙を使うのとだと、文章を読むのだと、例えば紙を使ったほうが知識の定着が、紙で文章を読んだほうが高かったとか、あと、メモする際にも、紙のノートで取ったほうが理解度が高かったとか、そういう研究もあるかなと思うんですけども、そういうことに関しては、学校教育課のほうで何か考えていることとかありますか、今後の方向性とか。

委員長 原田委員、それは多分、学校のタブレット購入とはまた違う話になっていくと思うんで、多分、一般質問か何かで受け付けていただけるような内容になってきているので、そこまで聞かれても、今、もう購入方針は固まって購入しているわけですから、その趣旨まで触れるとかなり大きな問題になりますんで、一般質問で触れていただきますようよろしくお願いいたします。

渡邊委員 先ほどの桑澤副委員長の答弁にあったんですけども、まず共同購入というのは、来年度もあるんですか、今年度だけで終わるんですか。

学校教育課長 共同調達につきましては、那珂市のほうは2か年で購入をしたいということで申し出た上で受けておりますので、今年度の購入も来年の購入も、共同調達の単価で契約できることにはなっております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

もう一点なんですけれども、先ほど旧端末のほうで、ＯＳのバージョンアップが秋にはできなくなるよという話が、可能性があるよというお話がありましたので、新規の予備機も買っているんだということなんですよ。となってくると、残された半分の台数というのはバージョンアップできなくなるという可能性があるということですね、旧端末は。これ使い続けて大丈夫なんですか。本来であれば一気に交換したほうがよかったんじゃないかと、説明を聞いていてそう思ったんですけども、この辺、教えてもらっていいですか。

学校教育課長 おっしゃるとおり1年で購入できればということはあったんですけども、予算上の関係もありまして、2か年にさせていただいたところなんですけれども、ご心配されているＯＳのアップデートにつきましては、まだはっきりと確定ということではないんですけども、大方の予想では、秋のバージョンアップでもう対応外になるだろうということなんですけれども、ただ、ＯＳの更新自体は、そういった形で今度の秋で終了になる可能性は高いんですけども、セキュリティーのアップデートであった

りとか、セキュリティーパッチといった、使い続けるために必要なセキュリティー関係の支援につきましては、向こう何年かは続いていくということになっておりますので、来年の共同調達が終わるまでの間は、セキュリティー上の課題については今のところ問題ないのではないかと考えております。

以上です。

渡邊委員 そうすると、先ほど桑澤副委員長に対する答弁と矛盾が出てくるような気がするんですが、もともとＯＳのバージョンアップがあがってきて、旧端末がよろしくないのに、新しく予備機を新規のものを買いました。でも、桑澤副委員長は、そこができれば540万円ぐらい予算が抑えられたんじゃないですかという話と矛盾が生じているような気がするんですけども、僕だけがそう思っているだけかな。だったら、新しく買わないで旧機器を使い続けて、来年度全部まとめて交換という選択もあったわけでしょうし。先ほどの桑澤副委員長のご質問では、ＯＳが駄目だから予備機を買っておかなきゃ駄目なんだよという説明だったと思うんですよね。違うんじゃないっけ。

（「それも含めてですね」と呼ぶ声あり）

渡邊委員 全部含めてね、そういうの。そこがちょっと大きく、私のほうで。だから、ここは買わなきゃ駄目だったんだというふうに解釈したんですけれども、それだけじゃなかったんじゃないっけ。

教育部長 共同購入で購入する場合の、補助のほうにも絡むんですけれども、予備機も何%までということで、補助が入ってのこの金額になるので、この機会でなければ、後から追加するというのもそもそもできないというような背景もございますので、今年度の必要分の予備機と、あと来年は来年度の必要分の予備機というのを確保していくという意味もございます、今回その予備機も、旧端末を使い続けるということも当然考えとしてはあろうかとは思いますが、この機会に購入をしなければ、後でちょっとなかなか購入が難しいというところもありますので、そういう面も含めての購入というふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

花島委員 いくつか質問があります。

まず質問の前に予備機を90台というのは、数が多いように思いますが、ただ、全体の数からいうと5%未満ですよ。だから、それなりに大きくないと私も思います。私もコンピューターを管理したことがあって、やっぱり最低数台あれば、予備機は1台欲しいし、何十台もあれば、予備機は、私だったら1台は欲しいと思いますね。だから、20に対して1台ぐらいだったらあまり違和感はないです。

ただ、国全体の流れかもしれませんが、5年で全部入れ替えるというのは、5.5年ですか、5年と6年になるから。ちょっと違和感ありますね。本当にそんな頻度が必要なん

ですか、というふうに思います。それは意見です。

1つ、それから質問ですが、公開型プロポーザル、プロポーザルは募集でしょうけれども、あと公募型プロポーザル、どう違うんですか。文書では公募型になっていますよね。でも、公開型と聞いたような気がするんです。

学校教育課長 申し訳ございません。私の説明のほうで、公開型と申し上げてしまいましたが、資料にあるとおり、公募型プロポーザルという形で実施したものになります。申し訳ございませんでした。

花島委員 公募ということは、要するに、企業でも誰でもいいから、提案してくださいという形ですよ。分かりました。

あと、実際、生徒などの使用に供する前に、何か前処理をする時間が必要ということですが、この前処理というのは何をやるんでしょうか。

学校教育課長 全ての端末に同じようなアプリを入れて、同じような設定をして児童に使わせる形になりますので、その端末の設定作業であったり、あと、那珂市の子どもたち向けに導入しているソフトなどをインストールしたり、そうした諸所の設定作業を行うためのものが、先ほどもキッティングという名前で言っているんですけれども、キッティングという作業が必要になってくるということでございます。

以上です。

花島委員 何か名前に違和感があるんですが、それはそれで分かりました。

あと、イヤホンの変換ケーブルが必要だという理由は分かりましたが、イヤホンはどうなっているんでしょう。

学校教育課長 イヤホン自体は既に今使っているタブレット端末のほうで使っているものがございますので、そちらを実際、今度、新しい端末につなげるようにケーブルを追加で買ったということになりますので、イヤホン自体は既に児童生徒はお持ちいただいているものがあるということでございます。

以上です。

花島委員 イヤホンなんて大したもんじゃないから気にしてもしょうがないんですけども、結構壊れやすいんじゃないですかね、いいや、それは。

あと2つ質問です。主要ツールのいろんなアプリケーションを入れると思うんですけども、そのライセンス管理というのはどんなふうになっているんでしょうか。

学校教育課長 タブレットに入れているソフトウェア、アプリなどにつきましては、学校教育課のほうで全て一括で購入をしておりますので、そちらのライセンス管理は当課で、担当のほうでやらせていただいております。

以上です。

花島委員 そのときに、旧のタブレットから権利を移行できるんでしょうか。それとも新たに買う形なんですか。その辺を聞きたいんですけども。

学校教育課長 タブレットの購入もサイクルに合わせてライセンスの契約も組ませていただいておりますので、タブレットの入替えと合わせてライセンスも更新という形でやっていけるように調整はしておりますので、新たな購入というのが、そのまま期間が満了して、タブレットの購入に合わせて新しい期間がまた始まるというような形でやっていくことになるかと思います。

以上です。

花島委員 ライセンスの権利というのは、買取り型と、それから期間のサブスクリプションというんですか、ある期間、使える回数とか台数とかいうのがあるんですけれども、それはどっちになっているのでしょうか。

学校教育課長 そのアプリの使用につきましては、何年という形で契約を、何年間使用するという事で契約を締結しまして、そのアプリの使用料ということで月々料金を払っているという形になります。

以上です。

花島委員 次の質問ですけれども、i P a d なんかの備品管理というのはどんなふうになっているんでしょう。例えば全部番号をつけて、個別に番号をつけて、どこそこでどういふふうに使っているというのをデータとして持っていると思うんですけれども、その辺のイメージをお聞かせください。

学校教育課長 委員がおっしゃるとおり、タブレット一つ一つには番号を付して、どこの学校には何番から何番のものが行っているということで、予備機は何台あってというのは全て学校教育課で管理をしているということになります。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時44分)

再開(午前10時46分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第35号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の鈴木です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第35号をご覧ください。

議案第35号 那珂市介護保険条例（平成12年那珂町条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度介護保険料において増額の影響を受ける被保険者に対し、増額分を減免するため、本条例の一部を改正するものです。

ページを進んでいただきまして、2ページが条例の改正文、3ページ、4ページが新旧対照表、5ページが改正条例の概要、6ページ、7ページが資料となっております。

5ページに基づきまして、概要について説明いたします。

改正の理由としましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度の介護保険料の算定に用いる給与所得は、税制改正前の内容で算出するものとされ、この算出により介護保険料が増額されるものが出てくることとなりました。税制改正を見込んで就労調整を行った者の介護保険料が増額となることから、増額分を減免できるよう規定を設けるための本条例の一部を改正するものとなっております。

条例改正の内容としましては、条例の附則にその減免を令和8年度の介護保険料において適用する規定及び減免に当たっては申請を要しないという規定を設けるものとなっております。

また、施行期日は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものとしております。

少し詳しく説明させていただきたいと思ひまして、今回は資料を入れさせていただいております。ここから、資料を基にご説明したいと思いますので、6ページの資料をお開きください。

こちらは本市の介護保険料の所得段階別の表です。こちらにありますように全部で13段階に分かれており、どの段階に該当するかは前年の収入を基に、世帯が住民税非課税か課税か、高齢者本人が非課税か課税か、高齢者本人の合計所得金額がどれくらいかなどの要素によって変わってきます。世帯全員が住民税非課税の場合は1段階から3段階まで、課税世帯に属して高齢者本人が非課税という場合は4段階か5段階、高齢者本人が課税であれば6段階以上となり、合計所得金額次第でそれぞれの段階が判定されるよ

うになっております。

このように介護保険料の所得段階の判定には、高齢者本人や、それから同世帯の住民税の課税、非課税の別、高齢者本人の合計所得金額を用いることになっております。

令和7年度の税制改正では、物価上昇や働き方の変化、経済構造の転換に対応することを目的に改正が行われ、その一つとして、給与の所得控除が見直されました。令和7年度以降の給与所得控除の最低保障額が例えば給与収入190万未満では55万円から65万円に引き上げられるなどの見直しがありました。控除額が引き上げられたことで、令和6年と令和7年分の給与収入が同じでも、令和7年分の給与所得の金額は、令和6年分よりも下がったり、収入が増えても非課税に収まったりというケースが出てくることで、住民税の課税、非課税が変わって、保険料の所得段階に移動が生じる場合があります。

13に分かれている各段階を区分する基準となる所得金額は、3年ごとに作成する介護保険事業計画期間当初の税制に基づく所得額の分布を基に国が設定しております。現在の保険料は、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。計画期間中に税制が大きく動くと、段階の判定に影響を及ぼす場合があります、集められるはずだった保険料が集められなくなりまして、保険運営上に影響を及ぼすことが考えられます。

それでは、続いて7ページの資料をご覧ください。

こちらは、年金収入と給与収入のある独り世帯の高齢者ということで例を出させていたいております。

一番左の①が令和7年度ということになっております。収入としては、令和6年中、令和6年1月から12月までとなりますが、この例は、収入が年金100万円と給与90万円の方ということで、上の段が住民税の判定という図になっております。ピンク色のところが年金収入100万円ということで、こちらは控除されると所得としてはゼロ円、緑色のところが給与収入90万円ということで、こちらは55万円の控除で、所得としては35万円、合計所得金額としては35万円ですので、住民税は非課税となります。

下の段にありますのが介護保険料の算定ですが、住民税が非課税ということで、介護保険料が第3段階に該当し、年額は4万3,440円となっております。

次の②というところが令和8年度、年金収入は変わらずで、給与収入は10万円増えて100万円となったものの、令和7年度税制改正で控除額が10万円増えたために給与所得は変わらず、住民税が非課税となり、介護保険料が前年と同じく第3段階に該当という例となっております。

この②については、税制改正がなければ住民税は課税となり、介護保険料も所得段階としては第6段階に該当し、年額は7万6,080円になるところです。

先ほど説明しましたように、介護保険料は計画期間当初の税制に基づく所得額の分布を基に設定していますので、本来、6段階としての保険料を集められる収入の方であったにもかかわらず、税制改正の影響によって6段階と第3段階の差、3万2,640円ですが、

こちらが保険者としては集められなくなっているという状況になります。

保険料の収入は、保険制度の運用において大切な財源です。そのため国では、税制改正が各市町村の介護保険料に影響しないようにするため、税制改正前の所得控除額によって令和8年度の介護保険料が計算されるよう、介護保険法施行令を改正しました。それが3番目の③になります。

介護保険法施行令を改正して給与収入100万円に対する控除額を税制改正前の55万円で計算することで、介護保険料で用いる住民税は課税とみなされ、保険料は第6段階となります。今回の例は、年金額が同じで給与収入が増えた場合を例にしましたが、ほかにも年金と給与が同じ額でも控除額が増えることで、住民税が課税から非課税になり、介護保険料の所得段階が変わるという場合も考えられます。

ここまでの話であれば、今回の条例改正の必要はなかったところなのですが、さらに国から通知がありまして、ただいま説明した介護保険法施行令の改正によって介護保険料が増額される場合は、一定の条件はありますが、市町村の判断によって、増額分の保険料を減免することができるとされました。

一番右側にある④をご覧ください。

今回の例で説明しますと、令和8年度の保険料が、②の例にありますように、令和7年度税制改正による影響で非課税となって、介護保険料は第3段階になるところを介護保険法施行令の改正で、③のように第6段階ということにされます。しかし、その方が①の例にありますように、令和7年度までは非課税の方で第3段階に該当していたという場合に、この方は非課税の範囲内で給与が収まるように就労調整をした、働く時間などを調整した方として、第6段階の7万6,080円ではなく、3万2,640円を減免することで、第3段階の額4万3,440円にすることができるというのが今回の減免の仕組みです。この特例的な減免を実施する、しないについては、市町村の判断で行うとされておりまして、本市としては、減免を実施するための規定を設ける必要があるため、議案のとおり条例を改正するものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

花島委員 よく分からないんですね。大体分かったんですが、問題は、市が条例を改定して提案のとおり減額すると、収入が不足しますよね。その辺はどうなんですか、不足分。

介護長寿課長 委員おっしゃるとおり、減免することによって収入がその分は減りますが、そこは国で穴埋めをするということは今のところないということになっております。ですので、その場合は、市の介護保険特別会計にある基金などで穴埋めするようなイメージになるかと思います。

渡邊委員 ちなみにその額というのはどのぐらいを想定しているんですか。

介護長寿課長 現在、まだ令和8年度の介護保険料全体の算定というのは行っておりませんので、令和7年度から今回の減免に該当する対象者をまず見込んでおまして、その方たちがもし全員がこの減免に該当した場合というようなシミュレーションしかできないのですが、その場合、大体、最大の減免幅になるとしたら1,000万円ほどになるかと思込んでおります。

ただ、その方の働き方が、この減免自体は年金収入のみの方は全く関係ない話になりますので、給与収入がある方が関係してくることになりますので、給与収入のある方がまた令和6年の給与と令和7年の給与でどう変わったかによって、減免に該当する、しないが変わってくるので、その中でも最大に見たとして1,000万円の見込みとしております。

委員長 ほかがございませんか。

花島委員 これっていつまで続く見込みですか。

介護長寿課長 先ほど申し上げましたように介護保険料は3年に1回の見直しがありまして、令和9年度から11年度の3年間は次になっていますので、今回この税制の影響を受けるのは今年度だけということになります。ですから、令和8年度のみの措置ということになっております。

委員長 ほかなければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前11時03分)

再開(午前11時15分)

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

続きまして、議案第34号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 保険課長の猪野です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号をご覧ください。

専決処分についてご報告し、承認を求めるものでございます。内容は、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

提案理由でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容は、国民健康保険税の各賦課限度額の引上げ及び新設、各軽減判定所得の基準額の見直し等について改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。

この条例改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がないため、令和8年3月31日付で専決処分により対応させていただいております。

次の3ページが改正条文でございます。4ページから10ページまでにかけて新旧対照表がございますので、11ページをお開きください。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

改正の理由につきましては、先ほど申し上げました提案理由のとおりでございます。

主な改正内容です。

表の1行目から2行目、第3条第2項及び第5項をご覧ください。

1つ目は、各賦課限度額の引上げ及び新設に伴う改正でございます。国民健康保険税は、医療分、すなわち基礎課税額、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のほか、令和8年度から加わりました子ども・子育て支援納付金分の合算額となっております。このうち基礎課税額限度額が66万円から67万円に引き上げられ、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が新たに3万円とされたことに伴いまして、改正するものでございます。

なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の課税限度額に変更はございません。

続きまして、表の5、6行目、第22条第1項第2号及び第3号をご覧ください。

2つ目は、軽減判定基準額の見直しでございます。国民健康保険税では、世帯主及び被保険者の総所得の合計が基準額以下の場合に国民健康保険税の軽減が該当することになります。このうち5割軽減の対象となる所得の判定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減も同様に「56万円」から「57万円」にそれぞれ引き上げられたことに伴いまして、改正するものでございます。

なお、この改正により国民健康保険税の負担が軽減される方、こちらの範囲が広がることになります。

次のページをご覧ください。

今回の改正に伴う附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は令和8年度以降の年

度分の国民健康保険税について適用いたします。令和7年度までの健康保険税につきましては、改正前の条例を適用することを定めてございます。

以上が主な改正内容でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

花島委員 1つ質問します。基礎課税限度額が以前は66万円だったのが67万円になるということなんですけれども、以前の66万円以上で限度額が66万円だから抑えられている方は何人ぐらい那珂市にいらっしゃるんでしょう。

保険課長 お答えいたします。

6月中旬に本算定を行いますので、あくまでも試算としてお答えいたします。

これまでの基準で該当する方を見込んだところ、4月中旬現在の世帯数が6,227世帯、そのうち賦課限度額を超える世帯は63世帯と見込んでございました。これが新たな基準で計算した結果では124世帯というふうに大幅な伸びを示してございます。この伸びの原因は、今回の専決に伴う条例改正というよりは、3月議会で議決いただきました税率税額の改正に伴う影響、こちらのほうが主な理由となっております。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

休憩(午前11時22分)

再開(午前11時23分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

続きまして、調査事項、学校規模適正化と教育環境の確保についてを議題といたします。

当委員会では、学校規模適正化と教育環境の確保について調査事項とすることと決定しております。そこで、本日は学校教育課にご出席をいただき、本市における学校規模の現状についてなどを確認していきたいと思います。

それでは、説明よろしくお願いいたします。

学校教育課長 それでは、調査事項、学校規模適正化と教育環境の確保についての資料についてご説明いたします。私どものほうでご提出しました資料をお開きいただければと思います。

まず、項目1、児童生徒数の推移及び将来推計について。

資料の1ページをご覧ください。

(1) 児童数の推移です。こちらは那珂市内の小中学校の過去5年間、令和4年度から令和8年度の児童生徒数を学校ごとにグラフで表したものになります。

まず、上段のグラフ、小学校児童数の推移をご覧ください。

小学校全体の児童数は年々減少しておりますが、学校ごとに見てみますと、菅谷東小学校と木崎小学校が増加傾向となっております。菅谷東小学校は、皆様もご存じのとおり、学区内の居住人口の増加に合わせ、児童数も増加しております。木崎小学校においては、令和元年度と2年度において新入学児童がそれぞれ7人と一桁台だったことから、複式学級が発生していましたが、令和3年度から入学児童が二桁台に回復したことから、全体的な児童数の増加に加え、複式学級も解消しております。

下段のグラフ、中学校生徒数の推移をご覧ください。

学校ごとに見てみますと、はっきり減少傾向となっている学校もあれば、一時は増加していたのに減少に転じている学校、僅かながら増加している学校もあります。中学校全体として見れば、やはり生徒数は年々減少している状況でございます。

続いて、2ページは、このグラフの基となっております児童生徒数の推移を一覧表にしたものになります。

続きまして、3ページをご覧ください。

(2) 児童生徒数の将来推計でございます。

令和9年度から令和13年度まで、向こう5年間の児童生徒数の推計となっております。小中学校全体としては、引き続き児童生徒数は減少していくことが見込まれます。学校ごとに見てみますと、額田小、一中、四中が令和9年度から令和11、12年度までは増加し、その後、減少する見込みとなっております。

続く4ページにつきましては、先ほどと同様、3ページのグラフの基となっている児童生徒数の将来推計を一覧表にしたものになります。

続きまして、資料5ページをご覧ください。

2番、本市における学校規模の現状についてです。

この学校規模につきましては、学校教育法施行規則において、小中学校の学校規模の標準を学級数で設定していることから、これに倣いまして、本市における学校規模の現状については、市内各学校の学級数を基にご説明することといたします。

それでは、（１）学級数の推移でございます。こちらは2ページの児童生徒数の推移の表のうち、市内小中学校過去5年間の普通学級の学級数の推移をグラフ化したものでございます。

木崎小学校をご覧くださいますと、令和4年から令和6年度までは複式学級が存在していましたので、学級数は5でしたが、令和7年度からは複式学級が解消いたしましたので、1学年1学級の全6学級が設置できていることが分かります。

また、1ページの児童数の推移のグラフと比較して見ていただきたいのですが、菅谷小、五台小、四中のようにそれぞれ児童生徒数は減少傾向にあったものの、学級数については1学年2学級から3学級を維持できていることが確認いただけると思います。

次に、資料6ページをご覧ください。

（２）適正規模基準についてです。ここでは、本市における学校規模の現状についてご説明する前に、国等で定められている学校規模の基準についてご説明します。

まず、①学校教育法施行規則についてです。

先ほどもご説明したとおり、学校教育法施行規則第41条に小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態、その他の特別の事情があったときはこの限りではないと定められています。中学校についても、この41条の規則を準用することとなっております。

続いて②、公立小中学校の適正規模について（指針）です。

これは、平成20年に茨城県教育委員会が定めた指針で、学校の適正規模や適正配置について、県として児童生徒のよりよい教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示したものとなります。その中で、小中学校の適正規模の基準としては、小学校においてはクラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい、中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましいと定められております。

続いて③那珂市立小中学校適正規模化基本計画です。

こちらは平成23年3月に那珂市教育委員会が定めた計画になります。この計画におきまして、那珂市立小中学校の適正規模基準と基本的な考え方として、那珂市立小学校の適正規模は12学級以上とする、那珂市立中学校の適正規模は9学級以上とすると定めております。

また、同計画においては、適正規模化の具体的方向性として、学校をその学級数の状況から3つの区分に分類しております。

まず1つ目の区分は、適正規模化推進校です。小学校においては1校5学級以下で、複式学級の編制を余儀なくされている学校、中学校においては1校3学級以下で、クラス替えのできない学校としております。この適正規模化推進校となった場合には、児童生徒の教育環境を充実させるために、統合を図ることとされております。

次の区分が適正規模化検討校です。小学校においては、茨城県等が掲げる適正規模である1校12学級に満たない6学級から11学級の学校、中学校においては、茨城県等が掲げる適正規模である1校9学級に満たない4学級から8学級の学校としております。この適正規模化検討校となった場合には、基本的には存続する学校とするが、適時、統合等を検討することとされております。

最後の区分が適正規模校です。小学校においては、茨城県等が掲げる適正規模である1校12学級以上の学校、中学校においては、適正規模である1校9学級以上の学校となっております。こちらについては、基準を満たす適正規模な学校と位置づけられております。

この3つの区分に照らし合わせて、令和6年度から令和8年度までの実績及び令和9年度、令和10年度の推定的那珂市立小中学校の学級数により区分けした結果が7ページの表になります。

令和6年度をもって木崎小学校の複式学級が解消したため、適正規模化推進校となる学校はなくなり、その状況は令和10年度まで継続すると思われまゝす。また、令和6年度には6校だった適正規模化検討校は、令和7年度に7校、令和8年度には8校となりましたが、その後は8校の状態が維持されると思われまゝす。

なお、紙面の都合上、令和10年度までの推計しか掲載しておりませんが、令和11年度には五台小学校が学級数11となり、適正規模化検討校になり、その状況は令和13年度まで続く見込みです。

以上のように本市の計画で定めた区分においては、現状も、これから先の令和13年度までの見込みでも適正規模化推進校となる学校は発生しない状況です。一方、適正規模化検討校の数は徐々に増えていく傾向にあります。

以上が本市における学校規模の現状となります。

続きまして、資料8ページをご覧ください。

3、学校規模と教育環境の関係についてです。この項目については、文部科学省が平成27年に策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引に記載されている内容を基にご説明いたします。

(1) 基本的な考え方です。

国の手引においては、以下の3点を学校の適正規模・適正配置における基本的な考え方として示しております。

まず1つ目は、学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をよりよくする目的で行

うべきものであるということです。学校規模適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものとされています。

続いて2点目は、学校統合を行うか、小規模校のよさを生かした学校づくりを行うことで学校を存続させるかなど、活力ある学校づくりをどのように推進するかについては、地域の実情に応じ、学校設置者である自治体が主体的に判断するものであるということです。

国や県が手引等により様々な基準や考え方等を示しておりますが、これは学校設置者である自治体が学校の統廃合の適否やその進め方、小規模校を存続させる場合の充実策等について検討する際の基本的な方向性や優位点を取りまとめたものであって、自治体の取組を総合的に支援するために策定されたものであります。ですので、必ずしもこの手引や国基準のとおり決定していかなければならないわけではないということになります。さきに説明した学校規模の標準を規定した学校教育法施行規則第41条においても、ただし書で、地域の実態その他の特別の事情があるときはこの限りではないと書かれていることからご理解いただけたと思います。

最後に3点目は、小中学校は教育施設であるだけでなく、防災や地域交流など、地域コミュニティの中心的役割や地域の未来を支える子供たちを育てるものとして役割など、まちづくりとも深く関わる多様な役割を担っていることを踏まえ、学校の統廃合においては、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、地域と共にある学校づくりの視点で丁寧な議論を進めることが重要であるということになります。

続いて、（2）学校規模の適正化の検討の際に考慮すべき視点についてご説明します。

（1）においては、学校規模適正化における基本的な考え方をご説明しましたが、それに加え、検討の際に併せて考慮すべき観点についてもお示しいたします。

まず1点目につきましては、さきの項目でもご説明したとおり、学校教育法において、学校規模の標準が規定されておりますが、この標準は弾力的なものとなっているということです。必ずその規定に従わなければならないというものではないということになります。

続きまして、2点目、学校規模適正化の検討をする際には、基準である学級数の12を下回るか否かだけではなく、下回っている程度、1校で11学級と6学級では大分開きがありますので、この状況に応じて具体的にどのような教育上の課題があるのかを考える必要があるということになります。

続いて3点目、学級数が少なくなることによって生じるデメリットについて考える必要がある一方、学級数と併せて、1学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があるということです。

以上3つの視点についても、適正規模化を検討する上では考慮が必要となりますので、

1の基本的な考え方と併せてご検討いただきたいと思います。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。

4、小規模校のメリット及び課題についてです。

まず、(1)小規模校のメリットについては、文科省の手引においては、小規模校においては以下の①から⑨のようなメリットが存在すると記載されています。まとめて申し上げますと、少人数であることを生かし、一人一人の学習状況や個性に応じたきめ細やかな指導が行いやすく、発表やリーダー経験の機会が増えるとともに、異年齢交流や体験的な学習を充実させることができる。また、施設や教材を有効に活用でき、地域や保護者との連携を深めながら地域の教育資源を生かした特色ある教育活動を展開しやすいということになります。

次に、(2)小規模校の課題です。

同じく文科省の手引においては、以下の1から14の課題、デメリットがあると記されています。こちらもまとめて申し上げますと、児童生徒数が少ないため、一人一人に目が届きやすい反面、クラス替えや多様な集団編制が難しく、人間関係が固定化しやすい。

また、多様な意見や考えに触れる機会が少なく、協働的な学習や集団活動、部活動等の教育活動に制約が生じるほか、一部の児童生徒の影響が学級全体に及びやすいということになります。

以上、小規模校における一般的なメリットとデメリットについてご説明しましたが、このデメリットを解消する方法の一つが、学校規模の適正化、つまり学校統合ということになりますが、一方で、さきにも述べたとおり、地域における様々な事情から学校統合は行わず、小規模校のまま存続させることが必要である場合もあります。こうした場合は、教育の機会均等と、その水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を講じる必要があります。

そこで、(3)として、小規模校を存続させる場合の教育の充実方策についてご説明します。

資料10ページをご覧ください。

まず、小規模校のよさを生かす方策としては、以下の4点が挙げられます。少人数であることを生かした教育活動、例えば外国語の指導や実技指導等の徹底、個別指導、繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着、地域の自然、文化、産業資源等を生かした特別なカリキュラムの編成、地域との密接なつながりを生かした校外学習、体験活動の充実、要するに少人数によるきめ細かな指導と地域資源を生かした特色ある教育活動、体験活動の充実を図ることが小規模校のよさ、メリットを生かす方策であると言えます。

また、小規模校の課題を緩和する方策としては、小中一貫教育による一定の学校規模の確保、社会教育施設等との複合化による教育活動の充実、ICTの活用による他校との合同授業、小規模校間のネットワークの構築などが挙げられます。

続きまして、資料の11ページをご覧ください。

児童生徒の通学環境、通学距離、通学時間、通学路の安全についてです。これまでは学校規模の適正化に係る説明をしまいましたが、この項目は、学校の適正配置に係る内容であると考えます。

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要となります。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴って、教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面を配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

では、まず（１）国が定める国立小中学校の通学距離についてご説明します。

国では、国立小中学校の施設費の国庫補助対象となる学校統合の条件として、小学校の通学距離をおおむね４キロ以内、中学校の通学距離をおおむね６キロ以内として定めていることから、学校へ通いやすいか否かについては、この通学距離によって判断されることが一般的となっております。

続いて（２）通学時間についてです。

国が平成26年に行った学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査において、過去３年間の統廃合事例を悉皆調査した結果によると、交通機関を利用した場合の通学時間はおおむね１時間以内と設定している市町村の事例が多かったとのことです。また、交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少することに伴い、体力の低下や家庭学習の減少といった課題が生じ得るため、地域の実情に応じた創意工夫により、こうしたデメリットの解消を図っている事例もあります。

学校の統合については、適正な交通手段を確保しかつ遠距離通学や長距離通学によるデメリットを一定程度解消できることを前提とした上で、通学時間についておおむね１時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断することが適当であると考えます。

次に、（３）学校統合において、通学距離や通学時間を検討するに当たって考慮する必要がある事項について申し上げます。

まず、特に小学校においては、低学年の児童と高学年の児童との体力の違いを考慮する必要があります。また、地域の実情は様々であることから、機械的に国の手引の考え方を適用することは適当ではなく、児童生徒の発達段階や保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気象条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和、解消する方策の可能性、その際の学校、家庭、地域、行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資するよう、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討

を行う必要があります。

次に、資料の12ページをご覧ください。

6、他自治体における学校規模適正化の取組についてです。こちらの項目では、県内外の事例についてご紹介します。

（1）統廃合の事例です。

これまでご説明してきたとおり、学校規模適正化についてはそれぞれの地域の事情や児童生徒の実態に応じて、その必要性に伴って行われるものですので、いわゆる先進事例といった形でご紹介することは難しいため、①の県内の事例においては、令和8年3月31日廃止、4月1日設立の最新事例をご紹介します。

日立市立十王小学校は、旧十王町内の小学校を統合して新設したものです。鉾田市立旭小学校は、旭中学校区内の4つの小学校を統合して新設したものです。つくば市立さくら小学校は、つくば市の中根・金田台地区がTX沿線開発地区としてまちづくりが進められたことにより人口増加が続いたため、それまでの学区を見直した上で、当該地区に小学校を新設したことになります。潮来市立津知小学校及び牛堀中学校については、小中学校とも2つの学校が統合し、一方の学校が廃止となった事例です。

続いて（2）県外の事例になります。こちらは主に小中学校の学校設置者や教職員向けに学校施設の整備や活用を進めるため、文部科学省が設置している校舎プラットフォームというサイトから入手した情報になります。

このサイトには様々な事例が掲載されておりますが、本市と同じく小中一貫教育を実施している事例として、2校を紹介いたします。

福井県敦賀市立角鹿小中学校と愛知県瀬戸市立小中一貫校、にじの丘学園です。内容については資料に記載のあるとおりです。どちらの学校も統合規模が大きく、校舎も新設しているなど、本市の実情とは必ずしも一致しない事例ではありますが、このような方法を取られている市町村もあるということでご紹介しておきます。

続きまして、（2）小規模特認校についてです。小規模特認校は、小規模校として存続していくための一つの方法であり、学校規模適正化の事例ではないと思われるかもしれませんが、県内市町村において実施している事例があることから、ご紹介いたします。

そもそも小規模特認校とは何かということですが、少人数ならではの特色ある教育を行う学校で、一定の条件の下、通学区域外からでも入学、転校を認めている学校のことです。自然体験や地域交流、きめ細やかな指導などを特徴とし、児童生徒や保護者が行きたい学校を選択できる制度として導入されています。

資料13ページをご覧ください。

県内の事例として、水戸市、牛久市、つくば市を挙げております。どの事例においても学校ごとに特色ある教育活動を行っており、その学校の教育を受けたいと希望する児童生徒は、市内どこからでもその学校に通うことができるようになっています。

このように学区外から生徒を受け入れることで、当該校に所属する児童生徒数の増加が見込めること、子供の特性に応じて、少人数できめ細かい教育が受けられることなどがメリットに挙げられますが、一方で学区の制限がなくなるため、遠距離通学による子供や保護者への負担、住んでいる地域の友人関係が希薄になるなどのデメリットがございます。

長くなりましたが、資料の説明は以上となります。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明で委員の皆様から質疑等ありましたら挙手にて発言していただきたいと思います。

渡邊委員 ちょっとデータの確認をしたいんですけども、4ページ、令和13年までのデータが載っているかと思うんですけども、このデータというのはどちらから出てくるデータなんでしょうか。データの出どころをちょっと教えてもらっていいですか。

学校教育課長 こちらのデータは、県が毎年実施しております学級編制等に関する調査項目のうち、年度別児童生徒数・学級数調べというものを行っております。その数字を使用しております。こちらは学区内の対象年齢児童の生年月日から抽出をしまして、現時点で住民登録がある方で、その該当の年齢の方ということでピックアップして算出した数字となっております。

以上です。

渡邊委員 となりますと、学年ごとの人口も出生数から割り出すこともできるということですね。

あと確認をさせていただきたいのは、学級数の推移のところ、データはあるんですけども、令和8年まで、グラフはね。これ13年まであって、なぜグラフ化していなかったのか教えてほしいんですけども。要は、この前段の部分では児童生徒数については13年度まで、学区、学校の全体の数についてはグラフ化されたものが分かるんですけども、こちらの後ろのものについては令和8年までのデータしかないというのはなぜかしらというところ……、ごめんなさい、令和8年までしかないというのは。

学校教育課長 グラフについては、今回資料をお作りするのに当たって、私が作成したのになりますので、今回、学校規模の現状という項目でご説明するに当たりグラフ化をさせていただきましたので、元データは先ほどの児童生徒数の将来推計の数字を基にグラフにしたということです。たまたま説明の流れとして、過去から現在までの数字でのグラフしか作っていないという理由になります。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

では、そちらも同じように13年度まで、変な話、令和8年4月1日生まれで基準にす

れば、令和10年まで、まだ集計はまとまっていないと思うんですけれども、それまで出すのは可能なのかもしれませんので、14年までの各年齢別、地区別の出生数を出してもらってもよろしいですか。となると、各学校の学年ごとのクラス数も出てくると思うんです。

学校教育課長 今現在、令和13年までの推計ということで出しているところなんですけれども、こちらをグラフにしたものということで……

渡邊委員 学校別に学年ごとの人数を令和13年度まで、すぐデータあるでしょうから、そこまで出していただけるとありがたい。そうすると、学校ごとの年ごとのクラスの数も分かるでしょうから。

ちょっとそのデータをお願いしたいということと、あとは、過去に那珂市は2つの学校を廃校というのか、統合というのか、しているかと思うんですけれども、その当時の状況をちょっと教えてもらってよろしいですか。本米崎小学校と戸多小学校、こちらが廃校のときにどういう経緯で始まっていったのかとか、あとはそのときの学校の実態、クラス数とか全校児童数とか、その辺を教えていただきたいなと思います。すぐでなければ、後でデータでも構わないですけれども。

委員長 誰か答弁できますか。

学校教育課長 先ほど申し上げた那珂市で策定している適正規模化計画につきましては、その2校が統合する前に作成した資料ということで、それを見越してつくった計画ということになりますので、同じこの計画書のほうに適正規模化、その当時、推進校になっていた本米崎小学校と戸多小学校の当時の平成22年度のクラス数であったり、それがどのように統廃合の検討したのかというのは資料がございますので、そちらを後ほどご提供したいと思います。

渡邊委員 それはお願いいたします。

あと、もう一つなんですけれども、9ページのところで、小規模校についてのメリット、課題ということでデメリットだと思うんですけれども、これ大規模校のメリット、デメリットというのもあるんですよ、きっと。小規模校があるんだから。大規模校はこういうところがいいですよ、こういうところが駄目ですよというのを、そちらもちょっと教えていただきたいな、どのように考えているのか教えていただきたいなというところ。ということで、これもまた後日でも構わないです。

学校教育課長 私が先ほど説明したのは、先ほど申し上げたように国が平成27年度に策定しました手引のほうに、今、委員のおっしゃった大規模校のデメリットであったり、どういった考え方で検討していくのかということが細かく載っておりますので、手引をご提供することで、先ほどの小規模校のデメリットだけでなく、それ以外のことも細かく載っておりますので、こちら自体をご提供することで、お求めの資料に代えさせていただきます。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

最後なんですけれども、11ページ、児童生徒の通学環境というのがあると思います。これ現在、那珂市の中でスクールバスを運行していないところでどの程度の距離を通学している子供たちがいるのか、中学校はスクールバスないので、中学生はどのぐらいの距離、一番遠い距離というのはどのぐらいなのかなというのを参考に教えてもらっているんですか。すぐ分からなければ、これもデータで構わないです。

学校教育課長 申し訳ございません。本日持ち合わせておりませんので、後日、現在の通学距離の範囲というのを確認しまして、後でご提供いたします。

渡邊委員 ありがとうございます。

ごめんなさい、最後なんて言っておきながら、もう一つ、ちなみに学校の先生、要は県費補助の先生方の配置基準というのはあるんですか。例えば、クラスには当然1人、担任の先生が小学校だったらつくよ、中学校だったらば専門の先生がついてくるんでしょうけれども、その辺の細かいもしルールが提示できるのであれば教えていただきたいなと思うんですが。

副参事兼指導室長 お答えいたします。

小学校においては13クラス以上になると担任プラス2、それ以下は担任プラス1の教員が配置となっております。プラス1というのは教務主任を想定しております。

それから中学校においては、ちょっと手持ちがなくて申し訳ないんですけれども、これは学級数というよりは教科のバランスがありますので、教科ごとで何クラスで何人というのが細かく決められております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

複式になれば、当然そこは一クラスしかないから、先生は2学年で1人ということでしょういいんですか。

副参事兼指導室長 定数上はそのとおりなんですけれども、ほかに加配などがつく可能性はございます。

以上です。

渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

副委員長 すみません、ありがとうございました。

確認したいところは、先ほど渡邊委員からもありましたけれども、我々の学校規模、この調査事項として検討していくに当たって、資料としてというか、データとして一番大事なのは、今後のデータなんですよね。将来推計データが一番大事であって、令和13年まで出していただいているかと思っておりますけれども、もちろんこれはこれで結構かと思うんですけれども、それに沿った形で学級数の推移もあってしかるべきかと思っておりますし、

少なくとも確実に分かるのは、今、ゼロ歳児が小学生になる頃ですよ、これは少なくとも確実に分かるデータだと思います。将来推計的なところでいえば、その先のこともある程度予測されたデータが出てくるかと思いますので、少なくとも今後10年ぐらいの先々のデータが出てくると、この学級数なり生徒規模、かなり変わってくると思いますし、7ページのところで、今現状は適正規模化推進校としてはなしとなっていますけれども、この表が1段ずつずれていくのかなという予想は容易にされてくるのかなと思います。今現状、検討校が推進校に変わり、今、適正規模の学校が検討校に変わっていくというのが十分可能性が高いんじゃないかなと、この先々の数字です。そういったところから考えていかないと、我々が調査事項をする意味がないので、そういったところも踏まえてデータをご用意いただく必要があるのかなというのが1点でございます。

あと、ちょうど最近、文部科学省のほうから3月に、このテーマについて有識者会議の中で手引が、ここ最近のうちに改訂される情報が出ております。ちょうどいいタイミングなのかなというところがございますけれども、文部科学省もこの件について、適正規模について各自治体に検討するような、もう少しメッセージ性の強いものが出てきているのかなと思っております。これは各自治体で、先ほどもありましたけれども、どういうものかいいのかというのは、もちろん小規模校をなくせと言っているわけではないですけれども、小規模校なら小規模校なりのどういうものが必要なのかというところも踏まえて、あるいは教育委員会だけでなく、市全体、部局全体で考えていく必要があるというような考え方も示されておりますので、そういったところを踏まえて我々も調査していきますけれども、ぜひ大いに参考にさせていただくものは参考にさせていただいて、我々もしっかりこの件について検討していきたいと思います。

以上です。

花島委員 いろいろ細かいことを書いていただいてありがとうございます。

人口による変化というのは、今いる人だけではないので、例えば菅谷東小については多分、まだ増えるんじゃないか、人が住む、ちょっと言い方違うな、その範囲の住民が増えて、児童が増えると思いますよね。でも、逆の場合もあり得るわけですよ。那珂市としては、周辺地域の活性化が上がって、幾らか成果が上がっているけれども、まだ十分じゃないということでもっと減るかもしれないということで。今いる世帯から、あるいは今いる子供から単純に将来の人数を計算しても、そのとおりにはずしもしないことがあると思います。

それを受けまして、いろいろ書いてもらった中で書いていないのは、コストの問題ですよ。学校一つを少人数でやると余計なコストがかかるというのが。一方、統合すれば、場合によっては通学バスみたいなものを配置しなきゃならないからコストもかかる。でも一方で、先生の数減らせるかもしれないとか、学校の維持管理のこととかいろいろ考えなきゃならないので、プラス・マイナスいろいろあると思います。

私としては、少人数学校というのはいい面もあって、メリットを生かした教育をしてもらいたいと思っているんですけども、ただ、そのときにかかるコストもある程度考えに入れないと、暗黙のところで結局、変な抵抗があったり、あると思いますので、その辺も真摯に僕自身は見詰めていきたいと思うんですが、教育委員会なり、市の方面でも、その辺も目を背けることなく考えていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で終了いたします。

本日はありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。執行部はご退席願います。

休憩（午後0時04分）

再開（午後0時06分）

委員長 再開いたします。

先ほど執行部より説明がありましたが、その内容を踏まえまして、今後、委員会としてさらに深掘り調査していきたい内容等ございましたら、委員の皆様よりご意見をいただきたいと思います。ございませんか。

渡邊委員 視察先、提案いただきまして、ありがとうございました。非常にこの問題ってデリケートな問題だろうし、なかなか難しいところもあるんだと思うんですよ。なるべく多くの事例を参考にすべきなのかなと思います。極力行けるような、数多く見られるような体制を取っていただければいいかなと思います。

花島委員 私も渡邊委員と同じような意見なんですけれども、ちょっとあまり自分で考えていなかったんで、自分で考える時間が欲しいし、いろんな資料とか、有識者というとかね、タイトルがある意味に捉えて、誤解なんだけれども、そういう部分、話もできれば聞きたいような気がしますね。ですから、予算に限りがあるので、あまり遠くに行って予算を使うよりは、あまり遠くへ行かなくても済むような範囲で回数を多くなり、機会を多くしていただけるようなプランをお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 それを加味しまして、副委員長のほうでプランを練っていただいております。やっぱり行けるところへ行ってみたいということで県内をピックアップしていただいたんですけども、一番内容が、上から順に、那珂市に状況が近いようなところを選んでいただいていたんですけども、まず県内、これどうでしょう。行けるところは全部当たりを、当たりというか、状況を聞いてみて、視察の受入れが可能であれば県内は行きたいなと思うんですが、どうでしょうか。

(複数の発言あり)

委員長 いろいろ回り方は。関東ですからね、全部、1泊2日で回れるぐらいのところにあるのかなんて。

(複数の発言あり)

花島委員 必ずしも行かなくてもいい場所はあると思うんですよね、今の時代、インターネット系を使って、いつだっけ、やったので、使ってやったので、そういう部分もいいかなと思う。移動に時間をかけるよりも、いろいろな質問とか説明に時間を取るという意味ではいいと思います。ただ、どうしても見たいという施設は見えませんか。だから、むしろ行く数を絞ってでも、向こうも多分、受け入れやすいようなものですよ。ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

委員長 分かりました。今、副委員長にピックアップしていただいたんですけれども、まずはここに行くような形でアポイントを取ってもらって、皆様方からまたその都度あれば、いろいろご意見を伺いますので、できるだけ多くということなので、そういう今、花島委員からもありましたようなZoomを使ってもいいですし、そういうものを含めて数多くの参考事例を伺うことで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

最終的に県外も行ってみたいと思うところをいろいろ出してみたので、県外もぜひ、受け入れてくれる場合と、その相手の都合もありますので、その部分をちょっとお諮りしながら進めていきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では、よろしくお願いいたします。

日程等につきましては調整次第、委員の皆様にも周知していきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議員と語ろう会についてを議題といたします。

今年は各常任委員会2回以上、議員と語ろう会を行うこととなっております。そこで、議員と語ろう会のテーマ及び相手先を決めたいと思いますが、いかがでしょうか。ご提案あれば……、附随しちゃってもいいのかなと、今回の一番最初の調査事項の案件に。そうすると、PTAの方々とか、いろんなそういう関係も、これいいのかなというのはちょっと感じたところなんで、一言先にまず言っておきたいと思います。

まず、委員の皆様のご意見あればどうぞ。

副委員長 先ほど委員長おっしゃったとおり、委員会として今期の語ろう会の2回ないし3回、分かりませんが、その回数、この調査事項に沿った形で一応聞きたいなというところからなんですけれども、この件に関して聞くとすると、可能性があるのは地域の方のご意見とかとなると、まちづくり委員の方とか、自治会の方とか、そういった部分が対象になってくるのかなという部分と、あとは実際に通わせている、今現時点で学校に行っている世帯の保護者の方のご意見というのが大きな二本柱なのかなというところなんですけれども。一番やりやすいというか、意見を聞きやすいという最初の段階として

は、PTAの役員なんかを各学園ごとですかね、そういったところを2回だとしたら2校と3校に分けてね、全部で5学園、1年間の中でできればいいのかなと思いますので、その中からピックアップして、各学校から3名ずつぐらいの役員に来てもらえれば十五、六人になりますかね、10人から十五、六、それぐらいの人数で語ろう会できれば、皆さんのご意見も、あまりたくさん呼んでしまうと、来ていただいた方がなかなかご意見できなかつたりすると思うんで、人数も勘案しながら、そのぐらいの数で、そのぐらいの規模でやれば、まずはいいのかなと思いますけれども、その辺も踏まえてご意見いただければと思います。

渡邊委員 私も副委員長の考えに賛同いたします。確かに今、通っている子供たちのPTA、親御さんですよ。そちらさんの話を聞くというのがまず一番大事なのかなと思いますし、現状を把握しているのが一番その方たちでしょうから、そういう意味ではありだと思います。開催の仕方にしても、やはり数ばかり集めてしまとなかなか意見の集約とか、発言の機会もなくなるでしょうから、あとはどう振り分けるかというところが問題になると思うんですが、基本的には賛成いたします。

君嶋委員 PTAの役員の方に来ていただいて話を聞くのはいいんですけども、内容というか聞くもの、テーマを何にするか、そこもちょっとはっきり決めておいたほうがよろしいかなと思うんですよ。中には、保護者の方によっては、学校の不満とか、そういういろんな話になってしまうと、これはまた別の方向へいっちゃうんで。やはり今、この調査事項に入っている適正化、今後どうするか、そういう方の声も聞ければなと思います。

原田委員 調査事項とはちょっと変わってしまうんですけども、前回の教育厚生常任委員会からの引継ぎというところもあるので、1回は、不登校の保護者の方々との、不登校でどういうふうに困っているとか、そういうところも引き続き勉強という形でやっていきたいと思いますという話があったと思うので、そういう保護者の方々との語ろう会の機会が1回あればいいかなというふうに思います。

花島委員 不登校関連の話を聞くというのは賛成です。ただ、それはそれとして、適正化問題を何ていうかな、議論する上でいろんな人の話を聞くのも大事だと思いますので、その関連の意見を聞く会をやったらいと思うんですが、ただし、PTA役員に限ったりすると、かなり遠慮したりとかいろいろあってね、十分な意見を聞けると思わないんですよ。もし広く集めて大勢来たら、あまりにも大勢来てしまったら、そのときはその後考えるでいいと思うんです。もともと、例えば一番問題なのは、住民が減っている地区の学校ですよ。そうすると、父兄だって住民だって、そんなに多くはないから、あまり集まって困っちゃうという事態はあまりないと思うんですよ。ただ、額田地区なんかはかなり地区の皆さんの関心がすごく高いので、結構集まるかもしれません。でも、それはそれでね、自分の子供は直接いなくても、やっぱり先ほど説明あったように、地

域の軸の一つとして学校があるので、その辺は話も聞けると思うんですね。

ですから、あまり参加者を絞らずにやってみて、あまりにも多くて混乱するようだったら、次にやるときに制限することを考えるのでいいかなと思います。

以上です。

君嶋委員 それもそうなんですけれども、私、以前にやはり学校が廃校して統合するというときに、地元の人の声を聞いたことがあるんですけども、多分、委員会なんかでやったときに、みんな残してくれ、残してくれの強い意見で、昔からの歴史がある学校だとか、その後のことじゃなくて、これからのことじゃなくて、それを残してくれという声が強くなっちゃって大変な思いをしたことがあるんで、やはりそういうのもちょっと考えて、いろいろと進めていただければと思いますね。

副委員長 先ほど君嶋委員からもありましたテーマについてなんですけれども、聞く項目はもちろんあらかじめ決めます。そこに関しては、趣旨としては、個別の学校をどうするかとかそういう、今おっしゃったようなことは聞くつもりはなくて、実際、今、お子さんを通わせている学校の教育環境がどうかというところを主に聞きたいなというところであって、その学校がどうなるかというのは我々が決めることでもないので、そういったことよりも、実際の今現状で、どういう環境で子供が勉強したらいいとか、そういったところも踏まえて、小規模校だったら小規模校のいいところもしあるならば言ってもらいたいし。そういうようなご意見を、ちょっと委員長と相談してまとめます。まとめさせていただいたものを皆さんにお諮りしますので、その内容で語ろう会のメンバーも含め考えたいなと思っております。

委員長 ありがとうございます。

今、原田委員からも不登校の話聞くのいいというんですけども、これ話をただ聞けばいいという問題だけじゃなくなってくると思うので、この間出した要望書がどう反映されているのかというのを確認した後でやったほうがいいのかなんていうのは考えているところなんですけれども、市のほうでどのようにこの間の要望書を生かしてくれて、やってくれたのかと。その後に、今度、語ろう会をやって、不登校についても、これこのままではただ聞くだけになっちゃうとか。その部分が多いのかなと。だから、やっぱりどのように、我々が出した要望書、前回出した要望書がどのように生かされているのかというのを多少なりとも執行部と話してからのほうが、この不登校についてはいいのかなと思っております。

花島委員 それはある意味賛成なんで、次の定例会なりなんかで、どういうふうに使ったのか、例えば場合によってはほとんど無視されているかもしれないけれども、そういうもののその後を聞いてみるというのはいいいと思いますね。定例会でやるか、別途委員会を設けて説明を求めるかでやったらいいんじゃないですか。

委員長 出して期間がまだ浅いので……

花島委員 だから、でも9月議会だとすると半年ぐらい過ぎているわけですね。

委員長 どのように対応していくのかというのは一応の中で話を聞いてからのほうが、この不登校についての語ろう会……、今聞いたままやると、多分、聞きっ放しで、何をしたいのかというテーマが、その先にあるものが見えない状況で、確認してもらってからのほうがいいのかと。それも含めて、学校テーマですから、やっていきますんで。

花島委員 不登校の問題と適正化は無関係じゃないんですよ。この問題について思ったのは、不登校に対する対応と普通の子に対応する対応と、全然違うんですね。ちょっとそれはね、おかしいと思っています。例えば不登校、さっきコストのことも言いましたが、不登校に個別に対応するというのはめちゃくちゃコストがかかることなんです。なので、普通の子にかかるコスト、少人数といったって、一クラス10人もいれば、不登校の1つ、2つに対応するのとどれだけ違うのかといったら、えらく、効率がいいんですよ。だから、私は教育全体の若干問題があると思っています。それは自分で不登校関連ですけれどもね、その改善案を別途提案したいと思っていますけれども。

戻りますけれども、不登校の問題と学校の人数適正化、これは適正化という言葉は僕は使いたくないんだけど、教育にかかるコストですね。コストの問題が無関係じゃないということで考えを進めていただきたいと思います。

以上です。

原田委員 不登校のやつで、執行部の話を聞くというのはもちろんやりたいなというふうに思うところなんですけれども、前回の教育厚生の中で、継続して勉強という形では、議会の中でやっていこうという話だったと思うんで、語ろう会という形じゃなくてもいいと思うんですけれども、勉強会というスタンスとかで、やっぱり不登校の保護者の方々がどういうことを困っているのかなとか、分からないので、そういうのを知る機会として、そういう勉強会みたいなものはやって、執行部の説明とは別で、我々の勉強会としてやっていければなというふうに思います。

委員長 言っていることはよく分かりました。

(複数の発言あり)

委員長 よろしくをお願いします。

あと、日程調整等は調整次第、委員の皆様にも周知したいと思います。いいでしょうか、これで。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会(午後0時23分)

令和8年8月28日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪